≪記入例２≫

退職等により、未徴収税額（平成〇〇年５月までの分）を一括徴収する場合

◎例2…年税額 75,000 円の人が平成〇〇年 2 月 28 日に退職する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
75,000円	6,800円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円

年税額(ア)75,000 円

徴収済額(イ)50,200 円

最後に給与を支払う月の額

5月までの残りの額

未徴収税額(ウ)24,800 円

異動届は、異動があった日の**翌月10 日必着**で提出して下さい。

婚姻等により名字が変更した場合は、旧姓も記入して下さい。

1月1日以前でも、従業員本人が一括徴収を希望する場合は本人の確認印を押して下さい。

指定番号とは税額通知書に記載されている番号です。

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。　◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

※市処理欄　1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度

（あて先）御殿場市長　平成〇〇年２月１日提出

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地　〒 412-8601　御殿場市萩原４８３
フリガナ　ゴテンバシンコウ
名称　御殿場振興　株式会社
代表者の職氏名印　代表取締役社長　御殿場　太郎　（印）
給与支払者の個人番号又は法人番号　1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

この届出に係る連絡先
係　人事労務課 経理係
氏名　みくりや　花子
電話　0550-82-4129
特別徴収義務者指定番号　7000011
宛名番号
受給者番号　89-b

「指定番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

A欄

給与所得者						
フリガナ	ハギワラ　サブロウ	旧姓				
氏名	萩原　三郎					
生年月日	昭和・平成　33年　２月　２日					
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2					
給与の支払をうけなくなった後の住所	〒 412-0028　御殿場市御殿場１－２－３					

（ア）特別徴収税額（年税額）	徴収済月	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
75,000 円	6 月分から 1 月分まで	50,200 円	24,800 円	平成 〇〇 年 2 月 28 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 注1（　）	1. 特別徴収継続 →（C欄記入） 2. 一括徴収（5月分までまとめて徴収） →（B欄記入） 3. 普通徴収（残額を個人で納付） →（B欄記入）

注1
異動の事由欄で「6. その他」となる場合は、以下の記号A～Eより選択し記入してください。
A. 総受給者が2名以下　B. 他の事業所で特別徴収
C. 給与から税額が引ききれない
D. 給与の支払いが不定期　E. 事業専従者

同額となります。

●一括徴収の届出書

B欄

一括徴収の理由	異動者印	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計〔上記（ウ）と同額〕	徴収した税額は
1. 異動が12月31日以前で本人から申出有(注2)　平成　年　月　日申出		２月25日	24,800	24,800	2 月分
2. 平成〇〇年1月1日以降に退職(注3)					納期限 3 月 10 日 と合わせて納入します

一括徴収できない理由　1. 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。　2. その他（　）

(注2) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします。
(注3) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。

※市役所記入欄	
1. T→F（F切）	（　）月済（　）月分から（　）により（　）期F切
2. T→T（転勤）	（　）月済（　）月分から（　）から（　）へ転勤
3. T→F（一括）	（　）月済（　）月分で一括徴収

●転勤等による特別徴収届出書　（転勤等で特別徴収の継続を希望

C欄

月割額　　円を　　月分から徴収し納入する。

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地　〒
フリガナ
名称
代表者の職氏名印
給与支払者の個人番号又は法人番号

転勤等の異動後に所属し、異動届出先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先（給与所得者の個人番号は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業者の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。ただし、新勤務先では、C欄を記入し、給与所得者の一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。）

●一括徴収のお願い

1 月 1 日以降に退職する人については、本人の希望にかかわらず一括徴収して納めることが義務付けられています。また、1 月 1 日以前の退職でも、本人が希望する場合や外国人が帰国する場合は、一括徴収にご協力お願いします。